

第 1 2 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 1 6 年 9 月 3 0 日

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター

西脇市・黒田庄町合併協議会

第12回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成16年9月30日（木）

午後1時30分から

場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター

3F マナビータ・ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 協議第6号の2 | 合併の期日について（再協議） |
| 協議第50号の2 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議） |
| 協議第17号の2 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議） |
| 協議第19号の2 | 特別職の身分の取扱いについて（継続協議） |
| 協議第54号 | 新市建設計画について |
| 協議第52号の2 | 各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて（継続協議） |

4 その他

協議会日程 第13回 10月20日（水） 黒田庄町中央公民館

5 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

区 分	氏 名	出欠確認	備 考
1号委員 (市長・町長)	内 橋 直 昭	出	会 長
	東 野 敏 弘	出	副 会 長
2号委員 (議長・議員)	藤 原 正 嗣	出	
	北 脇 敏 敬	出	
	村 井 公 平	出	
	上 田 平 八	出	
3号委員 (学識経験者)	神 部 良 夫	出	
	小 林 茂 夫	出	
	浅 田 康 子	出	
	岩 崎 貞 典	出	
	生 田 弘 之	出	
	長谷川 俊 雄	出	
	三 谷 康	出	
	西 村 萬里子	出	
	宮 崎 正 則	出	
	東 野 一 彦	出	
	藤 井 良 己	出	
	西 山 孝 彦	出	
小 林 武	出	県民局参事	

(敬称略)

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

区 分	氏 名	備 考
幹 事 長	藤 原 泰 一	黒田庄町助役
副幹事長	來 住 壽 一	西脇市助役
幹 事	高 瀬 寿 之	西脇市収入役
〃	松 原 照 幸	黒田庄町収入役
〃	丸 山 隆 義	西脇市教育長
〃	白 川 洋 彦	黒田庄町教育長
〃	遠 藤 隆 義	西脇市企画総務部長
〃	吉 本 豊	黒田庄町企画振興課長
〃	浦 川 芳 昭	西脇市企画総務部総務担当次長兼総務課長
〃	杉 原 慶 一	黒田庄町総務課長
住民・福祉部会長	櫛 原 修	黒田庄町保健福祉課長
住民・福祉副部会長	藤 原 逸 朗	西脇市福祉生活部市民生活担当次長兼生活環境課長
住民・福祉部会員	藤 本 かつ彥	西脇市福祉生活部福祉担当次長兼福祉総務課長
〃	上 月 恭 造	西脇市福祉生活部長寿福祉課長兼在宅介護支援センター所長
〃	在 田 定 敏	西脇市福祉生活部市民課長
産業・建設部会長	片 岡 正 紀	西脇市建設経済部建設担当次長兼建設総務課長
産業・建設副部会長	飛 田 義 正	黒田庄町産業課長
産業・建設部会員	上 月 健 一	西脇市建設経済部農林振興課長

合併協議会事務局職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長	内 橋 敏 彦	
事務局長補佐	藤 原 俊 三	
〃	柳 田 みどり	
事務局員	足 立 英 則	
〃	高 瀬 崇	
〃	山 口 英 之	
〃	佃 順 子	
〃	板 場 逸 史	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 432 389 465">事務局長</p> <p data-bbox="268 723 389 757">内橋議長</p>	<p data-bbox="683 376 1114 409">(開 会 午 後 1 時 3 0 分)</p> <p data-bbox="448 432 1321 584">失礼いたします。お忙しいところご苦労さまでございます。ちょうど定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思いません。</p> <p data-bbox="448 607 1305 696">それでは、開会の方を議長の方からお願いいたします。議長、よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 723 1321 813">皆さんこんにちは。昨日の台風 2 1 号も、大きな被害もなく通過をしてくれました。</p> <p data-bbox="448 835 1321 987">さて、9 月もきょうで終わりでございますが、さわやかな季節を迎えまして、秋祭りを前にいよいよ本格的な秋の取り入れの季節となつてまいりました。</p> <p data-bbox="448 1010 1321 1391">本日は、第 1 2 回西脇市・黒田庄町合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方にはそれぞれお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。合併協議も皆様のご理解とご協力を得まして、本日の協議事項のご確認をいただきますと、残るは新市建設計画のみとなります。委員の皆さんは本日も引き続き慎重なご審議を賜り、よりよい協議ができますようどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="448 1413 1321 1503">それでは、協議会規約に基づきまして、会議の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 1525 1321 1682">本日の協議会は、協議事項 6 件でございます。なお、本日北播磨県民局長様の代理として小林参事様にご出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 1704 1321 1861">したがいまして、本日の会議の出席委員は 1 9 名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p data-bbox="448 1883 1321 1973">ただいまより、第 1 2 回西脇市・黒田庄町合併協議会を開会いたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>初めに、会議次第第2の会議録署名委員の指名でございます。</p> <p>今回の会議録署名委員には共通委員の藤井良己委員、西山孝彦委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事の協議事項から進めさせていただきます。まず、協議第6号の2合併の期日について、これは再協議議案でございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、協議第6号の2について説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>合併の期日についてでございます。</p> <p>合併の期日は、平成17年10月1日とする。</p> <p>2ページをごらんいただきたいと思います。この合併の日の前日、平成17年9月30日をもって、閉市・閉町といたします。</p> <p>次回の開催予定の、10月20日の第13回協議会におきまして、今議長からありましたように、まちづくり計画をご確認いただきますと、すべての協定項目の確認が終了いたします。その後、両市町で住民説明会を11月の中旬に開催し、11月の下旬に合併協定書の調印を予定しております。そして、12月に両市町の議会で合併関連議案の議決を得まして、その後、県・国での議決、告示手続きを経まして、両市町ごとに決算し、新市発足日を平成17年10月1日と提案いたすところでございます。</p> <p>なお、前回の協議会のときに小林委員さんの方から期日を7月と10月としたときに、財政的な影響はどれぐらいかというようなご質問がございました。文書等で考えたわけですが、ここで口頭で説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>この影響額につきましては、3点から試算をしました。一つは市町長四役の給与、二つ目議会議員の報酬、三つ目はその他の委員の報酬、これから試算をいたしました。まず、市町長等四役の</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>給与に係る影響額でございますが、これは例えば試算でございますので、例えば現の黒田庄町の四役さんの額で試算をしますと、1か月当たり237万6,000円となります。これが3か月分でございますので、712万8,000円でございます。</p> <p>次に、議会議員の報酬に係る影響額ですが、現在の両市町の議員1か月当たりの報酬額は、1,035万円です。提案をしております22人の議員の定数によると、議員の報酬は1か月当たり872万となります。よって、1か月で163万、3か月で489万円の影響額と試算をしております。</p> <p>もう1点、その他の委員の報酬の影響額でございますが、3か月で173万7,000円と試算をしております。合計いたしますと3か月で約1,300万円と試算しております。ただ、あくまでも現時点の概算でございますので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上で合併の期日の提案をさせていただきます。よろしくご審議を賜りたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>はい、協議第6号の2合併の期日について説明が終わりました。</p> <p>ただいまの、協議第6号の2について、ご質問、ご意見等をお受けとしたいと思いますが、今回は順次委員から発言を求めたいというふうに思いますので、今回は西山委員さんの方から一言ずつ、どうぞご意見をいただきたいというふうに思います。</p> <p>西山委員</p> <p>共通委員の西山でございます。3月末から10月1日に変更ということですが、スケジュールをしてみると、まあやむを得ないかなと思うわけでございますが、延びた分、その分当然時間を費やすわけですから、延びた価値があるといえますか、延びた分よい合併ができたなというふうな時間にできればなという思いがあります。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 藤井委員</p>	<p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。じゃ、藤井委員さん。</p> <p>10月1日いう、これに賛同いたします。6か月延びるわけ でございますので、その間に新市になって調整するというような項 目がいろいろたくさんございますけれども、その辺のことも十分 検討していただきたいなと、その間に。そういうふうに期待をい たしておきます。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。東野委員。</p> <p>黒田庄町の東野です。合併の時期については、私たち黒田庄町 の委員は、合併協議会が発足して間もなく3月の合併はどう対応 しても物理的に難しいという話を耳にしていました。幸いに合併 特例3法案が国会を通過したことによる措置でしょうが、混乱を 来たすことなくスムーズに合併を迎えるならば、10月1日の合 併も仕方ないことと理解します。</p>
<p>内橋議長 生田委員</p>	<p>しかしながら、合併に関する具体的調整方針、いろいろなパタ ーンがありますが、できる限り前へ進める努力をしていただき、 滞りの少ない形で合併できるよう、頑張っていたきたいことを 申し沿えておきます。</p> <p>はい、ありがとうございました。生田委員さん。</p> <p>西脇市の生田です。今ちょっとお聞きしますと、今の報酬とい うのは人件費だけでも合計2,500万ぐらい3ヶ月で差が出て いるように思います。そういう点から言いますと、10月の方が 気候がよろしいんですけども、私らは基本的には7月1日ができ るのであれば、7月1日、暑いときですけど、その方が、できる だけ早い方が財政の逼迫状況の中ではいいように思います。</p>
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>以上です。</p> <p>はい、それでは宮崎委員さん。</p> <p>黒田庄町の宮崎です。私もやっぱり財政改革の面から見たとし たら一月でも早くした方がいいとは思いますが、新市発足当時に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 岩崎委員</p>	<p>市民の皆さん方に対してのご迷惑等がかからないように、しっかりと調整を行った上で、10月1日というのに賛同しておきます。</p> <p>ただし、今私たちはこういう場で聞いたり、また協議をしたりしているんですが、市民、町民の皆さん方からしましたら合併に伴って新市がどういうふうに動いていこうとしているのかとか、そこらのことがやはり聞くところが少ないものですから、市民を中心にした、住民を中心にした合併にまだまだなっていないと思いますので、10月1日にするのであればしっかりと住民懇談会等、市民、住民の意見を反映した上で、新市において調整とか、そういう項目に対してもできる限りこの新市発足までにじっくりと協議をした上でスタートしていただけるのであれば、10月1日の合併時期変更には賛同いたします。</p> <p>はい、岩崎委員さん。</p> <p>西脇市の岩崎ですが、合併の期日の延長についてということですが、これはまあいろいろと、当初は3月ということになっておりましたけれども、いろいろと調べていきますと9月議会にかからないと3月は無理だということ、期限の延長ということに提案されたと思うんですけども、これは最短では7月ということも可能かというような意見もございました。けれども、やはり50日以内の設置選挙ということも考えますと、お盆月にかかるということやら、今から孫や子の代までいろんな何周年記念がこの暑いときに行われるということも、これもひとつどうかということもございまして、私自身も10月1日の期日ということに對しましては、賛成でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>内橋議長 西村委員</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長 浅田委員	<p>に活用していただきまして、調整項目の中で急を要するものから重点的に、その期間を活用した調整をしていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、浅田委員さん。</p>
内橋議長 三谷委員	<p>西脇市の浅田でございます。当初の私どもの思いから、6か月の期日が違うというのは納得するのに時間はかかったんですけども、資料を読ませていただいたり、たびたびご説明をしていただく中で、これはやむを得ないことであると、住民サービス、その他低下をしないためにも、この期日を決めていくのがベストであると考えますので、協議第6号の2、賛同いたします。</p> <p>はい、三谷委員。</p> <p>黒田庄町の三谷です。僕も右にならえて10月1日の期日に賛成したいと思います。ただ、その中で藤井会頭さんからも意見が出ったわけですが、調整事項がたくさんあると思いますけども、十分審査するまでに善処をしていただきたいと思いますというふうに思います。で、賛成です。</p>
内橋議長 小林委員	<p>はい、小林委員さん。</p> <p>小林です。私は非常に複雑な気持ちでございまして、今まで3月31日という期日を念頭に置きまして、いろんな協議をしてみました。その上で、時間が間に合わないということにつきましては、先ほどから出てますように調整を先送りしてる部分がかかりございます。ですから、今私の意見としては7月1日にしてほしいわけですが、それがどうしても10月1日になるようでしたら、あくまでその間の期間というのは今までの協議した内容と期間的に違うわけですから、その間を有効に使っていただいて、できるだけ協議できるものは調整するという条件で10月1日やむを得ないというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 長谷川委員</p>	<p>はい、長谷川委員さん。</p> <p>黒田庄町の長谷川です。1市4町が白紙になった段階で、再スタートは物理的に難しいよという話はあらかじめお聞きしておりまして、その中で今回その提案理由を今知った中でやはりやむを得ないかという思いは当然持っております。</p> <p>財政の中で、経緯もさることながらやはり考える第一番は住民のためということになりますので、十分にその辺りは問題を解決していただいて、先ほど来話がありましたように、この機会にできるだけ調整項目をしっかりと結論出していただきながら10月1日へ向けてお話をしていっていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 神部委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。神部委員さん。</p> <p>はい、私は今でも7月ということを目指したいところでございますが、少しこの2か月程ですか、この余裕期間いろいろな問題、時間がなかったというようなことを言わないように、ひとつ頑張ってください、10月1日ということに賛成をさせていただきます。</p>
<p>内橋議長 上田委員</p>	<p>はい、上田委員さん。</p> <p>上田です。合併期日10月1日の期日として、異議はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 村井委員</p>	<p>はい、村井委員さん。</p> <p>西脇市の村井でございます。議会の特別委員会では、3月31日ということについて議論してほしいという意見もあったわけなんです、大勢が10月1日で了解というような形になっております。</p> <p>先ほども各委員さんからも出ておりましたけど、未調整の項目の調整、それから住民への説明というのをその期間内に十分やっていただきたいということを申し添えて、賛成といたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>はい、北脇委員さん。</p> <p>黒田庄町の北脇です。この問題については、私自身も1市4町から1市1町に切りかわった段階で、スケジュール的に難しいん違うかというようなことを危惧してました。しかし、今回についてはちょっと事務局に文句を言いたいと思うんですが、こういうことについてはやっぱりもっと事前に説明なりね。私らは、いろんな状況についてはお聞きしてましたし、調べも受けたし、相談もあったからね、この期日については何もそれにいたし方ないやろというようなことがありましたけどね。この間、やっぱり調整不足やったん違うかなと、そういうぐあいな反省もしてますし、しかしこういう形で理解を得られたということについては、私も同意をしたいと思います。</p>
<p>内橋議長 藤原委員</p>	<p>はい、藤原委員さん。</p> <p>西脇市の藤原でございます。先ほど、私どもの委員長が報告いたしましたとおりで、議会の方向としてはまあ10月1日でいいだろうというふうに思っておりますので、一応賛成ということでさせていただきます。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。全員の委員さんにお聞かせをいただきましたので、これより採決に移らせていただきたいと思います。</p>
<p>宮崎委員</p>	<p>すみません。</p>
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>採決に入られるまでになんですけども、大事なことがひとつ各委員さんの方から申されたと思うんです。この延ばされた期間の中で調整ごととか、また住民に対しての説明とか、そこらのことをしていただきたいという声が大分あったと思うんです。その辺をどのような形でしていくかというのがなければ、ちょっと採決は早いのではないかなと思うのですが。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>今皆さん方から市民のために、いい合併をしてほしい。そのた</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>めには、十分な調整もしていただきたいし、市民に対するいろんな協議というんですか、調整、報告、そういったことも十分してほしいというようなご意見をお聞かせをいただいております。</p> <p>ご案内のとおり、今事務局から先に説明をいたしましたが、11月の下旬に調印式ができたならなど、そして12月に両議会で議決をいただきまして、それから当然いよいよ具体的に詰めた作業をしていかなければならない。そういう中には、両市町で調整しなければならない項目が今までたくさん出てきておりますので、その辺は十分理解が得られるように調整をして、しっかりしたものをつくっていくということを確認いたしたいというふうに思います。</p> <p>ただ、いつ、何月何日に何をやるかというようなことは別として、今各委員さんから出ました一番心配になっておりますしっかりと十分調整して、いい合併をせよと、こういう声だろうというふうに思いますので、その辺はきっちり対応をさせていただくということで、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>ほかに。なければ採決をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、協議事項の表決につきましては前回までの協議会同様に、挙手による方法といたしまして、3分の2以上の賛成をもって決することといたします。</p> <p>それでは、採決いたしたいと思います。お諮りいたします。協議第6号の2合併の期日について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。挙手17名でございます。よって、協議第6号の2合併の期日については、原案のとおり決定いたしました。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>続きまして、協議第50号の2議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、これは継続協議案件でございます。事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第50号の2、資料でいきますと9ページをお願いいたします。議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>(1)でございます。新市の議会の議員の定数については、22人とする。</p> <p>(2)両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>(3)在任特例期間中の議員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p> <p>この案件は、今議長からありましたように継続協議でございますので、提案説明につきましては省略させていただきます。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
内橋議長	<p>協議第50号の2議会の議員の定数及び任期の取扱いについて説明が終わりました。</p> <p>ただいまの協議第50号の2につきましては、前回、また前々回の協議会で意見等もお聞きをしたわけでございますが、先ほどの合併期日が決まったということもございまして、改めましてご質問とかご意見ございましたらお聞きをいたしたいと思えます。はい、北脇委員。</p>
北脇委員	<p>議長の方から、先ほどの合併期日が決まった時点で、黒田庄町については議会としていろんな委員会も含めて、全員協議会も含めて協議をいたしました。</p> <p>要点から申しますと、1番の議会の定数については22人とする。これについては、後から補足して説明させていただきます。しかし、2番目の合併特例法、これについては期日が決まったら採用しないということでございまして、3番も質疑を黒田庄町議</p>

発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>会としてはする必要はないと。</p> <p>まず、1点目の議会の議員の定数についてですが、私のところは黒田庄町の議会として西脇市議会の清瀬前議長や今の議長と議会としていろんな話し合いができてたらなと、そういうぐあいなことをいまさら反省をしております。しかし、黒田庄町としては14人から12人に定数を二人ですけども、減をしました。22人の案としては、今の選挙の方法では、いわゆる地区選挙というような形の中で、いきなり20名というような話をされますと、非常に戦いにくい、というのが、本来のところの気持ちでございます。</p> <p>12人を、例えば定数20でいきますと、黒田庄町の定数は今の時点ではゼロになります。やっぱりいろんな形で対等合併というんなら、総合事務所、いろんな形の中で暫定ではありますが、存続をしていくというような形の中では、住民代表である議員の定数については22人として、黒田庄町議会としてはその意見だけは聞いていただきたい。それと同時に、22人について1回目の選挙については22人ですが、以後の、まあこれは余計なことかもわかりませんが、その定数については対等でございますので、18、20でもそれは結構かと、そういうぐあいに思います。</p> <p>内橋議長 はい、ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、長谷川委員。</p> <p>長谷川委員 長谷川です。黒田庄町の住民、あるいは町民として、北脇議員さんに反論するような発言になりますけども、私としてはやはり結論でいいますと20名、在任特例認めずという形を希望します。</p> <p>町議の場合14名から12名に落とされたい、こういうときの気持ち、あるいはこの財政難が非常に叫ばれてる中で、当然なるべく少ない人数でやっていただくというのが、我々の気持ちで</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 958 389 987">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1016 389 1046">小林委員</p>	<p data-bbox="448 320 491 349">す。</p> <p data-bbox="448 378 1321 931"> 加えて、これは参考としてお聞きいただきたいのは、今多くの市民ボランティアの方々がその弁償を求めずにいろんな活動に取り組んでおられます。このような活動は、この参画と協働を言われる中で非常に重要な取り組みとして考えていますし、今後ますますそういったグループが増えることを期待するわけです。財政に危機感を持ちながら、この住民も、町政、行政の皆さんも含めて、議員さん方にもこういった協力をしていただきながら、活力のある、みんなの幸せを確保するためにひとつ少数精鋭で20名で頑張っていたきたいと、私は主張したいと思います。よろしくお願いします。 </p> <p data-bbox="448 960 820 990">はい、ほかに。小林委員。</p> <p data-bbox="448 1019 1321 1167"> 合併後の将来像を考えましたときに、私が前から言っておりますように、市の職員さんが非常に大幅に減になると。これは合併の一番メリットだというように言われております。 </p> <p data-bbox="448 1196 1321 1570"> そのほかに、今までみたいな市民も行政に頼るという時代ではない。市民がその一部をかなり負担、分担、協働でやらないかぎり市政はやっていけないという時代でございますので、私も絶対にその20人という線は守ってやっていただきたいということを強く希望いたします。それによりまして、それぞれがみな協力し合った体制づくりがやっとならざるのかなというように思っております。 </p> <p data-bbox="448 1599 970 1628">以上です。強く20人を希望します。</p>
<p data-bbox="268 1659 389 1688">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1718 389 1747">生田委員</p>	<p data-bbox="448 1659 788 1688">はいほかに。生田委員。</p> <p data-bbox="448 1718 1321 1977"> 西脇市の生田です。今意見が出ました。私も前々回と同じような意見で、行財政改革の立場から20名でいいと思っております。そして、在任特例は一切使わないということで、中にある人口当たりの議員が少なくなりますと、民意を反映しにくいという意見が少しあるかもわかりませんが、新しい市ができて市の </p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>規模が大きくなりますと、当然のことですけれども議員さんの行動半径が、活動範囲が広くなると思います。</p> <p>そこで、議員さんには住民の声を汲み上げる新しい仕組みを考えてつくっていただくということが大事であろうかと思ひます。そうすることによって、民意を少しでも汲み上げることができ、最初の問題が解消できるのではないかというふうに思ひております。当面はそういう新しいシステムづくりが重要であると思ひて、行動していただくとうりがないというふうに思ひます。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、東野委員。</p> <p>黒田庄町の東野です。この提案事項が理解できないわけではありませんが、両議会の思ひと少し考えが異なるかもしれませんが、前回この協議会で議論がなされた経緯等を踏まえ、また私3号委員として公平かつ総合的な観点より判断をさせていただきます。まず、在任特例は適用しない。よって、その間議員報酬(3)については削除していただきたらどうかと思ひます。</p> <p>そこで、議員定数であります、どのような決め方をされるのか、まず伺いたいたと思ひます。しかし、きょうこの協議会で決めることを強く申し上げておきます。</p> <p>そこで私は20人を提案します。事務局の提案、22人と20人とでいろいろ私なりに検討をし、広く住民の意見も伺いました。どうしても22人でなければ市政、また議会に重大な影響を及ぼすという根拠が見いだせませんでした。立派な議員さんであれば、20人でよいのではないかと判断しました。</p> <p>しかし、このことによりこだわりや利害関係にとらわれず、合併してよかった、新しい西脇市がよりよいまちになり、明るい夢や希望の持てるまちづくりができることに重きを置きたいと思ひます。</p> <p>また、後でも申し上げます、その分福祉事業に力を投入して</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 藤原委員</p>	<p>いただきたいと思います。例えば、31ページ幼児医療の助成について自己負担が3歳未満まで無料であります。これを4歳まで引き上げるような特色ある福祉活動のまちと位置づける方が、市民の方にも理解が得られるのではないのでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございました。藤原委員。</p> <p>西脇市の藤原でございます。私、これは理事者の方々にちょっとひとこと言うときたいんですが、この50号というのは、これが一番最善であろうということを、いろいろ検討された上でこれを出された議案なんですね。これが最善であろうと。</p> <p>皆さんに、今の協議会で聞きますと大体20名という、まあこれに異論があるわけじゃないですけれども、いい合併をするためにこういう議案を出した。これに賛成した議員、いいですか、賛成した議員、この人たちがもう完全に悪者になってしもうとるという形ですね。理事者の出されたこれいいこっちゃと思う、いいこっちゃと思わんでも、これはやっぱり検討を重ねた上で出してこられとるやつやから、これはやっぱり賛成せないかんのやろうと思って、賛成した人はこれもうアウトですわ。</p> <p>これ出し方にも非常に問題があったんやないのかと、市長に個人的に私申し上げたことがあるんですけれども、問題があったんやというふうに思います。ですから、これ20人ということに対して言うんやないですけども、これひとつ大いに反省していただきたいというふうに強く言うときます。</p>
<p>内橋議長 三谷委員</p>	<p>はい、ほかにございませんか。三谷委員。</p> <p>黒田庄町の三谷です。僕自体大変無責任な意見になるわけですけども、実際議員定数が何人が一番いいのかということとははっきり言ってわかりません。</p> <p>ただし、基本的な僕の考え方としては、ここに議案を上程されているためには専門部会なり幹事会なり、十分練られた、協議した上で上程されていると。だから、基本的にはいろんな意見を出</p>

発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>内橋議長 藤井委員</p>	<p>しながら、一部修正があろうとも、議案に賛成するというのがひとつの基本的な考えかなというふうな思いを持っております。</p> <p>しかし、非公開で我々委員の意見交換を重ねてきたわけですが、そういう体制の中でやはり委員さんが申しておりますように、20人というふうな、議員定数20人、在任特例使わないというふうな、そういう意見が大勢を占めた中で、最終究極的な目的としては、気持ちよく「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」市の合併にあるべきだというふうな、僕なりの結論を持ちました。</p> <p>そして、むだにいろんな議員定数にこだわって時間を費やすよりも、やはりそれぞれの3号委員さんの意見を大切に、いろいろご意見が出てますように在任特例は使わない、20人という議員定数と、そういう形の中で委員の1人としてやはり賛成して、先ほど申しあげましたように、気持ちよく合併期日10月1日を迎えるべきだろうと。むだに時間を費やして、継続審議にすべきじゃないと、そういうふうな思いを僕なりにまとめました。</p> <p>そこで、議長さんにひとつ提案したいと思うわけですが、ここではっきり修正案を出していただきたいと、修正案を出して、議員定数20人、それから議員特例は使わないと、そういう修正案で検討をお願いできんもんかなというふうな考え方を持たますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに、藤井委員さん。</p> <p>この、そもそも合併というのはやっぱり行政コスト、これを薄めていかないかということだと思います。これは、合併が1市1町ですんで、非常にスムーズにいきますし、これ4町、5町が合併するいうたらね、ドラスティックな削減というのは非常に難しいと思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 神部委員</p>	<p>そういうことから見ましても、また近隣の市を見てましても、20人でやり遂げられると思いますんでね。これは小野市にしても加西市にしましても、20人でやられてるやつ、西脇市なんて22人にせないかねんというようなことになりますんでね、これはやっぱり市民感情、住民がよく知ってますのでね、むやみに何人やなけりゃいかんということはありませんけどね、やはり近隣を見ておりましても、これが適当やないかと思しますので、私も20人ということで、多くても20人ということで賛同をしたいと思しますし、在任特例はもちろん認めませんということで、そういうふうに思います。</p> <p>はい、神部委員さん。</p> <p>ただいま、この合併期日につきましては原案どおりに皆さんが全員賛成ということでございましたが、この合併期日と議員定数、それから議員特例、これ私は一体のものであると、このように思っております。</p> <p>したがいまして、この議員定数、これ今現在22名で議案提案されておりますが、今意見が出ておりましたように、20名に修正して、20人と。それから、この議員特例はもちろん使わないという方の意見でございます。</p> <p>このたびの、この西脇市、それから黒田庄町との合併を大局的に判断した場合に、やはり私はこれが一番望ましいところではなからうかと。この期日を10月1日、それから議員定数は20人、特例は使用しないと。これが恐らく、住民の方々のご意見も大体素直に出てくる言葉が、そこら辺でございまして、そこら辺をいろいろ判断しますとそこら辺が一番妥当なところではなからうかと、これが私の意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 村井委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。はい、村井委員さん。</p> <p>西脇市の議会におきましては、以前にも申し上げましたとお</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>り、特別委員会で再度この協議を諮ったわけなんです、賛否両論でちょうど拮抗しておるといような数字でございました。理由は、それぞれに20名がいいという方の理由もありますし、また22名という方の理由もそれぞれあるわけなんですけど、しかしながらどれが一番いい数字であるというは出てないというのが現実でございます。</p> <p>そういった中で、私自身も前回のときには合併当初22名、そして次のときに20名という意見を出させていただいたわけなんですけど、4年先までのことを決めるというのも変なものでございますので、個人的にはやはり20をここで決定するとして、20名という意見を言わせていただきたいというように思います。</p> <p>はい、宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですけれども、私はちょっと個人的にこれは思うことなんです、確かに財政改革が主になって、合併に至っているわけですから、議員定数に関しては少ないにこしたことはないと思うんですが、近隣の自治体も確かに加西市でも20名で落ち着いてはおりますが、ただしそれは発足時には30名前後の定数から始まって、そして市政が落ち着いて、そして削減していったという定数じゃないかなと、個人的には思っております。</p> <p>そういった意味から、できれば新市発足時にはいろんな、思わぬような協議とか、また住民の声とかを吸い上げて、本当に新市にふさわしいような体制づくりというのが必要ではないかという思いで22名、無難な線で22名でスタートするのがいいのではないかなと、個人的には思っております。</p> <p>ただ、これをこの合併を機会に、私たちの住民代表として、議員という人がおられますので、その思いをいかにこの機会に持っていていただいて、20になろうが22名になろうが、しっかりと住民、この新市の西脇市を住みよい、末代まで伝えていけるような</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 岩崎委員</p>	<p>よい市にしていくんやという気概、また資質を持った上で議員に出ていただきたいと思いますし、そういう人を押していく考えを再度この機会に持つべきじゃないかなと、一住民としても思っております。</p> <p>ですから、私個人的には先ほど言いましたように、無難な線からスタートをして、それ以後していてもいいんじゃないかな。ただし、20人になろうが22人になろうが議員さん自体の資質と、また住民を思う思いを今以上に持っていただければの話として、22人を勧めたいと思います。</p> <p>それと、2点目の特例法に関しましては、合併時にも切れることですので、特例はなしで、認めないという形でいただきたいと思います。</p> <p>それと、一番これが問題だと思うんですが、3点目の在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用すると明記してあるんですが、これは新市において発足した議会としては、こういうことはあってはならんことやないかなと、個人的には思っておりますので、この第3項目のものに関しては、削除をしていただくぐらいの気持ちで検討していただければと思います。</p> <p>はい、岩崎委員さん。</p> <p>西脇市の岩崎です。先ほど、皆さん方のいろいろなご意見を拝聴いたしました。やはり、議員の皆さん方は、22名ということ、そして我々3号委員の中は大勢が20名ということになっておりますけれども、本来のその合併の目的というのはやはり行財政改革ということで、今から少子高齢化に向かって、それに対応していくためには、やはり財政基盤の強化というのが非常に私は大事であると、こう思っております。</p> <p>そういう点におきまして、できるだけむだを省き、そして財政ができるだけ早くすんなりレールに乗るように、形に持ってい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 西村委員</p>	<p>きたいというふうには思っておりますが、ちょっと後の問題になりますが、これも関連がありますので言いますけれども、福祉問題についてでございますが、これは特に身障者の福祉問題が、合併後1年後におきましては黒田庄町の例により調整するということになっております。これは、社会的弱者に対して黒田庄町が金額低うございますので、低く合わすということでございますので、まさに財政危機なんかと、私はそういった意味でこれを提案されてるんじゃないかと、私は判断しとりますから、財政危機であるにもかかわらず、できたらそこらで議員数だけでも2名を減らしていただいて、その2名を弱者、いわゆる低所得の夫婦の方々にも支援というものを、そちらの方にも回せないものかというふうにも考えておりますので、そこらを何とか考えていただきたい。</p> <p>もちろん、行財政改革は議員定数削減だけではございません。もちろん、特別職の報酬やら職員数の削減、職員の報酬等も、当然これは見直さないかん問題でございますけれども、今は議員定数の問題ということをして、ひとつこの協議に上がっておりますから、あえて議員定数にこだわって、今言わせていただきました。20人ということでよろしくをお願いします。</p> <p>西村委員さん。</p> <p>黒田庄町の西村でございます。新市の合併について、本当にたくさん調整項目がある中で、やっぱりお1人でも多い議員さん方に出ていただいて、しっかりと調整にも目を光らせていただいた方がいいのかなという、個人的な思いは持っておりますけれども、きょうまでに協議してまいりました項目がかなり厳しいものであったという、やっぱり予断を許さないところがあったという思いから、この部分につきましても定数20人ということで賛成と、そういう思いを持っております。</p> <p>以上です。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 西山委員</p>	<p>西山委員さん。</p> <p>共通委員の西山でございます。私も何人がベストかというのは、これは答えというのではないと思うんですが、前回の協議会でも委員さん方はほとんどがこの20名、在任特例認めないという意見ですので、この二つの項目になるべく早い段階で協議して、20名で在任特例を認めないという方向で協議を強く希望します。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>内橋議長 浅田委員</p>	<p>はい、浅田委員さん。</p> <p>西脇市の浅田です。毎回、この議員定数、在任特例のことで、3号委員、いろいろ意見を交わしておるところです。3号委員なりに、激論も交わし、意見交換もしてまいりました。私といたしましては、正直なところそれじゃ何名が絶対いいという数字は出てきてはおりませんが、3号委員と一緒に勉強し、話し合いをし、いろいろ資料も集め、考えに考えを重ねて、本当に決断をするというのは苦渋であります。私の意見としては定員20名を申し上げて、それで在任特例はもちろん使わない、こういう意見で勧めていきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>委員の皆さん方から貴重なご意見をちょうだいいたしました。</p> <p>ご意見をお聞かせいただきますと、どうしてもこの在任特例は認めないという意見が全員のように思いますので、ここでこの案件につきましては、ちょっと休憩を取らせていただいて、ただいまいただきましたご意見を、これを適切な表現で修正をしたいと。するならばどのような文章にするかということも含めて、ちょっと調整をさせていただきたいというふうに思いますので、ここで今15分間、ちょっと休憩をさせていただきたいと思えますが、よろしく願います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p style="text-align: center;">午後 2時20分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 2時36分 再 開</p>
内橋議長	<p>それでは、全員おそろいでございますので、会議を再開いたします。委員の皆さんのご意見の趣旨にのっとりまして、修正した文案ができましたので、事務局より配布させていただきます。事務局、配布をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">（資料 配付）</p> <p>それでは、ここで事務局から修正案についての説明をいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、お渡しをしました文を読み上げさせていただきます。議会議員の定数及び任期の取扱いについて、修正案でございます。</p>
	<p>（１）新市の議会の議員の定数については20人とする。</p> <p>（２）議会の議員の任期については、合併特例法第7条の在任特例は適用せず、合併の日から50日以内に設置選挙を実施する。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
内橋議長	<p>はい、事務局から修正案の説明がございました。よって、この修正案で議員定数を20人とするという修正案で採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、異議がないようでございますので、協議第50号の2議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり修正して採決をいたします。</p> <p>（１）新市の議会の議員の定数については20人とする。</p> <p>（２）議会の議員の任期については、合併特例法第7条の在任特例は適用せず、合併の日から50日以内に設置選挙を実施する。</p> <p>以上の修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。挙手16名でございます。よって、協議第50号の2議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、修正案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第17号の2農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、これも継続協議案件でございます。事務局より説明願います。</p> <p>協議第17号の2農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>(1)の項目につきましては、第4回協議会において確認をいただいております。今回は、(2)の両市町の農業委員会の選挙による委員であったものについては、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>この(2)の項目につきましては、今合併の期日を17年10月1日と確認をいただきましたので、ただいまからちょっと修正をさせていただきたい。修正した文をお配りして提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(資料 配付)</p> <p>恐れ入ります。ごらんいただきたいと思うんですが、修正と挙げてますが、2行目の新市発足の日から1年以内の選挙を行う日まで、これを平成18年7月19日まで、このように修正をさせていただきたいという修正案でございます。</p> <p>追加としまして、その間(3)でございますが、在任特例期間中の選挙による委員の報酬につきましては、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p> <p>農業委員会につきましては、設置選挙でこの50日間の空白を置きますと、少なからず住民生活に影響を及ぼすことから、農業</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>委員会選挙による委員につきましては、合併特例法第 8 条の規定を適用し 18 年 7 月 19 日まで、9 か月余りになるわけですが、在任することとします。</p> <p>なお、選任による委員につきましては、特例措置がないので、合併後速やかに委員を選出していただきます。</p> <p>次に、追加の提案でございますが、(3)の在任特例期間中の委員の報酬でございますが、資料の 17 ページをごらんください。西脇市の場合には月額 3 万 5,000 円、黒田庄町は年間 9 万円と、大きな差がございます。</p> <p>西脇市と黒田庄町では、委員さんが 1 人で受け持つ農地面積に差異があるために、報酬についても差異が出てきておりますが、この在任期間中は現行の分担どおりの業務を行っていただくとともに、行財政改革の観点から現在両市町の委員報酬合計額を超えないのが必要であるという判断から、それぞれの現行の報酬額を適用するという内容でございます。修正をいたしますけれども、よろしくご審議を賜りたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>協議第 17 号の 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの、協議第 17 号の 2 について、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。何かございませんか。はい、村井委員。</p>
村井委員	<p>この農業委員会の場合は、例えば特例を外しますとかなりの期間、空白の期間ができるんで、農業者に対してはかなりの不利益というんですか、そういったことも出てくると思うんですね。だから、やはり農業委員会については特に西脇市の場合は、黒田庄町も一緒かもわかりませんねんけど、農振除外であれば 10 月に申請して、12 月に提案するというので、このまま特例を利用しなければまたそれが半年ほどずれてくるというようなことで、かなり農業者に不利益を与えるんで、私はこの原案に賛成をしたい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>というように思っております。</p> <p>ほかにご覧いませんか。ないようでございますので、採決いたしたいと思っております。お諮りいたします。協議第17号の2農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第17号の2農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、修正案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、続きまして協議第19号の2特別職の身分の取扱いについて、継続協議案件でございます。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>協議第19号の2資料の22ページをお願いいたしたいと思っております。特別職の身分の取扱いについて。</p> <p>これ4項目になるんですけど、（1）（3）（4）については、第4回協議会において確認をいただいております。今回は、（2）の議会議員及び農業委員会の委員、これでございます。報酬額は西脇市の例により新市発足までに調整する。</p> <p>第4回の協議会の中で、この項目につきましては、議会議員及び農業委員会委員の在任特例期間中の報酬を含むかどうか、そういう判断から、継続協議となりました。今回、議会議員、農業委員会の委員とも、在任期間中の報酬につきましては、定数及び任期の取扱いの中で項目を追加して提案をしております。</p> <p>よって、この項目につきましては新市における通常時の報酬額でございます。こういう中で、今回は議会議員及び農業委員会の委員につきましては報酬額は、西脇市の例により新市発足までに調整すると提案をしております。よろしく願います。</p>
内橋議長	<p>協議第19号の2特別職の身分の取扱いについて説明が終わりました。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
村井委員	<p>ただいまの協議第19号の2について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、村井委員。</p> <p>ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、この西脇市の例により新市発足までに調整するという事なんですが、報酬審議会で今も決定されておったわけなんですけど、報酬審議会ができませんので、それにかわるものを設置されるということで理解したらよろしいんですか。</p>
内橋議長	はい、事務局。
事務局長	副幹事長の方からお答えをいただきます。
副幹事長	<p>副幹事長でございます。前回にも、西脇市の例でということでご説明申し上げましたけれども、その後また幹事会の中でも調整をさせていただきました。その中での考え方といたしましては、黒田庄町と西脇市で合同設置をいたします。報酬審議会等にかわります機能を有する第三者機関のようなものを設置して、そこに特別職等の報酬を諮問して答申をいただきたいという方針で、臨んでいきたいというふうに考えてございます。</p> <p>また、なお新市発足までに結論を出したい、出さなきゃならない項目でございますので、協議会の方にはその都度ご報告をさせていただくというふうに考えてございます。</p>
内橋議長	はい、よろしいですか。ほかにございませんか。
宮崎委員	はい、宮崎委員。
副幹事長	黒田庄町の宮崎ですが、先ほど、特別職に関しては、そういう委員会を開いてということでしたが、それに伴って同じように委員報酬とかその辺のことも西脇市の例により新市発足時とあったのですが、その辺も含めて検討されるという考え方でよろしいんでしょうか。
内橋議長	もちろん連動してまいります。
東野委員	よろしいですか。ほかにございませんか。はい、東野委員。
東野委員	東野です。今、特別職の報酬審議会が第三者機関で設けるとい

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>うお話がございました。その諮問を尊重していただいて、決めていただければと思います。</p> <p>ほかにございませんか。ないようでございますので、採決をいたしたいというふうに思います。</p> <p>お諮りいたします。協議第19号の2特別職の身分の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第19号の2特別職の身分の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局長	<p>次に、協議第54号新市建設計画について、事務局より説明願います。</p> <p>協議第54号について、資料の27ページでございます。よろしくをお願いいたします。この新市の建設計画についてでございます。</p> <p>新市建設計画については、別添の新市まちづくり計画に定めるとおりとする。</p> <p>この新市の建設計画については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき定めることとされてます。</p> <p>前回の協議会において、小委員会から報告をいただきまして、計画案の提案させていただき、県との事前協議を開始いたしました。この事前協議におきまして、計画に記載されている県事業実施の内容、新市の施策と県の施策との整合性、さらには表現、字句の修正、確認、協議を行いまして、そういう状況の中で若干修正が出てきてまいりましたので、説明させていただきたいと思えます。修正箇所一覧表の資料をお願いいたしたいと思えます。</p> <p>多くは表現の修正、語句の修正、文字の修正になりますが、ひとつひとつの説明は省かせていただきたいと思います。まず2ページの5段目の58ページの都市構造についてでございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>2ページの5段目に、58ページという資料があるんですけども、58ページの都市構造でございますが、黒田庄町内の県道黒田庄滝野線が地域間連携軸として位置づけをされていないという意見を踏まえまして、都市構造図をつけております。6ページでございますが、都市構造図をこの県道黒田庄滝野線を含めての形で修正をさせていただきました。それに基づきまして、その下の段の59ページのところなんですけど、広域連携軸及びその下の地域間連携軸については、この県の意見を踏まえまして、国道175号、427号、県道黒田庄滝野線という具体的な路線名を追加いたしました。</p> <p>次に、資料3ページ目の一番下の段でございますが、そこに66ページの定住基盤の整備においてでございます。これは地籍調査の事業の推進についての記述がないという指導がございました。</p> <p>申しわけございません。走りまして申しわけないんですけど、追加資料としてコピーでございますが、第54号新市建設計画について、兵庫県との事前協議における修正箇所についてという資料を送らせていただいたんですけど、協議事項の次をごらんいただいたら。</p> <p>ちょっといろいろ資料が不十分でございますが、わかりましたでしょうか。県との事前協議による修正箇所についてという。</p> <p>それでは、今までの概要を報告します。前回の小委員会で、長谷川委員長の方からまちづくり計画を提案いただきました。その中で、その案件について県との事前協議をさせていただくという中で、9月6日から事前協議に県の中で調整いただきました。そういう状況の中で、今見ていただいとるような修正箇所についての指摘がございました。それを踏まえたものをここにずっと挙げとるわけなんですけど、その内容が表現の修正とか、語句の修正、文字の修正が主なんですけど、3点ばかり大きなことがありまし</p>
内橋議長	
事務局長	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>たので、その3点について、ちょっと若干説明させていただきたいということでございます。</p> <p>その1点目は、その資料の2ページ目をごらんいただきたいと思うんですが、上から5段目でございますが、左端に58ページと挙げとる欄でございますが、そこで58と挙げとる欄ですが、これは都市構造図について、まちづくり計画の中では黒田庄町内の県道黒田庄滝野線が、地域間連携軸として位置づけをされてないと、こういうような意見が県の方からいただきました。</p> <p>そういう中で、これをそうすべきだという中で、その資料の6ページをごらんいただきたいと思うんですが、これはそのまちづくり計画の中のコピーを焼いたものでございますが、新市の都市構造図の県道黒田庄滝野線を、そこへ点線で入れさせていただいた路線を追加させていただいたというところでございます。</p> <p>そして、もとへ返っていただいて2ページでございますが、そこに同じように次の段ですが、59ページです。広域連携軸及びその下の地域間連携軸につきましては、同じ県の意見を受けまして、国道の175号、427号、県道黒田庄滝野線という具体的な路線名を追加します。</p> <p>といいますのは、そのページの横がまちづくり計画書を県に出した文句でございます。それを、その右側に県からこういう方向でと指導がございましたので、こういうぐあいに修正をしたというようにごらんをいただいたら、今のような表現になっております。</p> <p>そういう状況の中で、3ページでございますが、一番下の欄でございますが、定住の基盤整備について、この中で地籍の調査事業の推進について、まちづくり計画書の中では記述がないと、このようなご指摘をいただきました。そういう中で、土地の有効活用を図り、まちづくりを円滑に進めるためには、地籍の明確化が必要であることから、地籍調査の推進について取り組みます。こ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>のような文言を追加します。</p> <p>同じように、また4ページの2段目でございますが、定住基盤整備の主要事業について、そこに地籍調査推進事業、このように追加をいたします。</p> <p>このような3点ばかりについては、このような事業の追加、路線名の追加、こういうものを県から指摘がございましたように、その上に挙げてますようにまちづくり計画の修正をさせていただいたという資料でございます。</p> <p>それが修正内容でございますが、新市まちづくり計画の前回協議いただいた6章の財政計画につきましては、この合併の期日、議員定数、任期、きょう確認をいただきましたので、具体的に修正を加えさせていただいて、次回の協議会において数字の差しかえ等をさせていただきたい。そういう状況でございますので、きょうの協議会におきましてはこの新市まちづくり計画を、こういう状況であるご判断をいただきまして、財政計画の修正を加えた中で、次回の協議会で確認をいただく予定でございます。そういう状況ですので、よろしく願いいたしたいと思えます。</p> <p>議長、以上でございます。</p> <p>はい、協議第54号新市建設計画について、説明が終わりました。協議第54号について、ただいまの追加、修正文を含めて、計画案全体について何かご質問とかご意見があればお受けしたいというふうに思えます。</p> <p>ないようでございますので、本来ならここで採決に移るわけでございますが、事務局からの説明にもございましたように、本日合併の期日等の確認がされましたので、この新市まちづくり計画の第6章財政計画が修正となります。</p> <p>したがって、この案件につきましては、継続協議とさせていただきまして、次回の協議会でご確認をいただくこととしたいというふうに思えますので、ご了承賜りますようによろしく願</p>

発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局長	<p>いいいたします。</p> <p>次に、協議第51号の2各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて、これも継続協議案件でございます。事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第51号の2について説明をさせていただきます。資料でいきますと28ページでございます。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）母子等年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行どおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。</p> <p>（2）障害者年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行どおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整をする。</p> <p>（3）敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。</p> <p>（4）乳幼児福祉医療費助成事業については次のとおりとする。</p> <p>ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>イ 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。</p> <p>（5）でございます。母子家庭等福祉医療費の助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。</p> <p>前回の協議会におきまして、委員の皆さんにいろいろなご意見をいただきました。それを再度幹事会で再検討いたしました。そういう状況の中で、国・県全体の事業内容も含めて説明すべきだというように幹事会の中で検討しましたので、参考資料というものを送らせていただきました。きょうは、その参考資料に基づいて若干現状を説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>現状の両市町の金額を積算とした場合とか、それから調整案、ここに挙げてます提案内容で積算した場合とか、それから国・県</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>の状況等もつけた資料をしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、(1)の母子等の年金の支給事業についてでございますが、提案は合併年度は現行どおりとし、翌年度の西脇市の現状を基本に調整するという内容でございますが、参考資料、追加資料の1ページをごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>両市町の現状での金額。</p> <p>参考資料、追加資料の1ページをお願いしたいと思ひます。この母子等の年金の支給事業でございますが、両市町の現状での金額を挙げております。561万1,800円でございますが、黒田庄町の現状を調整案であります西脇市の例に合わせますと、558万7,200円となります。2万4,600円の減ということになります。</p> <p>前回の協議会のときに、報告した数字と若干違っております。精査した結果ということで、前回報告させていただいた金額については訂正をさせていただき、ご了承を賜りたいと思ひます。</p> <p>この母子等年金、黒田庄町の例により調整する場合には、その一番下の欄でございますが、この段を見ていただきたいんですが77万8,200円の増、このようになる資料でございます。</p> <p>2ページをごらんいただきたいんですが、この母子等の家庭生活基盤を支える国と県の制度を記載しておりますが、児童扶養手当として、児童1人に対して月額4万1,880円、遺族基礎年金として、子供が1人のときは年額が102万3,100円を支給されております。市町単独で支給しております母子等年金につきましては、この制度の上乗せ的な一時金というように考えております。</p> <p>次に、(2)の障害者の年金支給事業につきましては、これも合併年度は現行どおりとし、翌年度に黒田庄町の現状を基本に障害者の級に応じて、年金を支給するものでございますが、この資</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>料の3ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>両市町の現状での金額は合計で3,195万400円でございますが、調整案であります黒田庄町の例に合わせますと、2,497万9,000円となります。差し引きしまして、697万1,400円の減ということになります。ちなみに4ページに記載をしておりますように、西脇市の例により調整した場合には165万9,200円の増と、このようになります。</p> <p>5ページには、これは障害者の生活基盤を支える国・県の制度を記載しておりますが、重度障害者には特別障害者手当として月額2万6,520円、障害基礎年金として1級障害の場合、年間99万3,100円、こういう支給制度がございます。</p> <p>次に、(4)の分でございますが、1歳から小学校就学までの幼児の医療費助成につきましては、新市発足時に再編をし、3歳未満については入院、外来とも無料、3歳以上は外来の1割負担、ただし自己負担額の限度額は月5,000円とするものでございます。</p> <p>追加資料の6ページをごらんいただきたいと思いますが、下段の表のように無料の範囲を3歳未満までに引き上げますと、その右側に丸で数字を挙げとるんですが、右端の でございますが、1,400万の増額になりますが、この上段の表の黒田庄町では3歳から6歳までの無料範囲がなくなりますので、その右端の249万5,000円減額になり、調整案全体ですと1,150万5,000円、これの増ということになります。</p> <p>次に、(5)の母子家庭等の福祉医療費助成につきましては、新市発足時に黒田庄町の例により、所得制限を越えた場合の市単独事業の廃止というものでございます。それにつきましては追加資料7ページですが、両市町の現状での金額は2,995万円でございますが、このような調整案であります黒田庄町の例に合わせますと、西脇市の単独事業分であります124万8,000円</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>の減となります。</p> <p>ちなみに、西脇市の例により市単独事業を実施した場合、黒田庄町分の59万9,000円が増となります。そのような資料でございます。</p> <p>前に返りますけれども、最後に(3)敬老金支給事業につきましては、追加資料はございませんが、平成17年度から助成されております県の長寿祝い金制度の支給基準改正の動きに合わせて、新市において節目支給を検討し、再編するという提案でございます</p> <p>ちょっと資料等で申しわけないんですが、概要の説明ですけども、よろしくご理解賜りたいと思います。よろしく願います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、協議第51号の2各種事業(各種福祉事業)の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの、協議第51号の2につきまして、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思います。はい、岩崎委員。</p>
岩崎委員	<p>西脇市の岩崎ですが、先ほども少し触れさせていただきました。いずれにしても、いわゆる母子家庭、障害者の方々はいろんな事情によりこのような社会的弱者というようになっておられます。</p> <p>したがって、今既に書いてありますように、翌年度から例えば1番の場合でしたら西脇市の例により調整する。障害者年金におきましては、翌年度より黒田庄町の例により調整するというふうに、いずれも低い方へ調整がされるというふうにこれは理解せざるを得ません。しかしながら、やはり社会的弱者、いわゆるそういうハンディキャップがあるの方々に対しては、やはり何かを削ってでも最低限現在の現状維持、もしくはそれ以上の手厚い支援を何か講じられないものかということから、最後の文言につ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>きまして翌年度より新市において調整をするということを（１）番、（２）番、（５）番という、これを新市において調整をするというふうな形で修正はできないものでしょうか。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>はい、ご意見受け承りました。ほかに何かご意見。はい、小林委員。</p>
小林委員	<p>私たちは、今まで合併協議会を通じまして、いい合併をしたい、何とかあすに向かって希望の持てる合併をしたいというふうに、協議を重ねてまいりました。</p> <p>現実を目を向けますと、バラ色の未来が開けてるというふうに思いませんが、しかし希望の持てるあすでありたいということを常に願っております。</p> <p>その中で、例えば今回合併の料金でありますとかいろんなことにつきましては、すぐに増えるという料金は今まで私の知ってる限りではありませんでした。例えば、そのうち法人町民税、市民税などにつきまして５年間の猶予があるとか、そういうことございました。</p> <p>その中で、合併に伴って翌年からすぐに補助金下がるというのは、やはりこの弱者に対して非常に厳しいかなと。私、裁判所の調停員というのをしておりますが、非常に最近離婚というのが増えておりまして、現実には離婚をされますと子供を抱えて母子手当、あるいは健康保険の補助、こういったことを受けないと非常に生活がやっていけない。それをあてにした上で、生活をやっていくんだという家が非常に多ございます。</p> <p>ですから、当然その福祉の面におきましても、将来的に厳しいという事情はわかりますし、これは市民、皆さんが、みんながそういう今から厳しい側面を受けなければいけないというのがわかりますが、やはりいい合併に向けて、何とか今回は現行にしていただいて、その上で新しくなってから、またその辺をよくご検討</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>いただけたらというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。ほかにございますか。西村委員。</p>
西村委員	<p>私は、特に障害者年金の部分について、もう少しゆっくりと調整をしてほしいという思いがします。特に、私自身がかかわっております会の中で、現在その発達障害といいますか、アスペルガーというか、社会でのコミュニケーションがとりにくい子供たちが増えてきております。</p> <p>そういう子供さんを持つ親たちが、大変苦労して、学校に入れ、保育園に入れ、そして成人になったときにどう生活していくんだろうかという不安をものすごく抱えておられるんです。そういう人たちが合併した途端に、そういう部分がすごく厳しくなったという思いがされるのでは、どうも新市の夢というのは我々以上に厳しいものになってしまうんじゃないかと思っておりますので、特にその項目の2番について、もう少しゆっくりした調整、みんなが仕方がないな、みんな痛み分けだなというふうになるような調整であってほしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長 東野委員	<p>はい、ほかに。東野委員。</p> <p>参考資料を見せていただいたら、理解できないわけでもないんですけれども、調整方針で主に黒田庄町の例、また西脇市の例に調整をするとありますが、先ほど岩崎委員申されましたように、新市において調整をするという文言に変えていただければと思います。</p> <p>また、先に申しましたが、特色ある福祉活動の市と位置づけるためにも、乳幼児の自己負担、3才未満無料を4歳まで引き上げるということを提案したいと思います。ご検討願いたいと思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 村井委員</p>	<p>ほかに。はい、村井委員。</p> <p>前回にも申し上げましたとおり、やはりかえるのであれば安易に黒田庄町の例、西脇市の例ではなしに、本当にどの水準であるのが妥当なんだという議論ができないままに決めてしまうような、大変サービスが上がるという分であれば、まだ住民も納得されますが、下がる分ですので、やはり議会としてもそれを承認してというような形ではちょっとできにくいという点がございますので、やはり新市になってから再度、審議をして決定をするという形がいいんじゃないかと。</p> <p>安易にこの協議の中で黒田庄町の例、西脇市の例というような安易な考え方というのは、一番まあ逆に言えば危ない選択になるというふうに思いますので、新市においてというような形で検討いただいたらと思います。</p>
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>はい、ほかにございませんか。宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですけども、私も特に調整内容の2番目の項目について、これはお願いしたいんですが、やはり一人ひとりのご家庭の生活に直接かかわってくることでありますので、その辺を十分理解をしていただけたらというので、しっかりとした協議が必要でないかなと思っております。</p> <p>これをすべてに対してとか、また現状よりも上に上げてとか、そういうふうな望みは我々も持ってはないんですが、ただ現状維持を試みていけるような、生活の確保をしていけるような、調整内容にとどめていただきたいなと思っております。</p> <p>それで、すべての項目ではなしに、特に2番目の障害者年金に対しては、これはもう最重要課題としてそういう思いで取り組んでいただきたいと、個人的には思っております。</p>
<p>内橋議長 長谷川委員</p>	<p>はい、長谷川委員さん。</p> <p>皆さんと全く同様の意見の繰り返しになるんですけども、特にその障害者年金につきましては、すべてその年金が既にもう生活</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>の一部として、非常に重要にされてる家庭もあろうかと思えます。したがって、できるだけ新市で現状維持を果たせるような方向で、新市において調整をお願いしたい。</p> <p>3番の敬老金についてはある程度方針も既に新聞で報道されておりましたので、そんなにこだわるわけではないんですけども、特に弱者の立場に立って、弱者の意見を十分に聞きながらというところに、非常に大きなこのポイントがあるんじゃないかと思えます。ややもすると、何か行政なり健常者ばかりで勝手に決めたような雰囲気はどうしてもとれますんで、ここで結論出すんじゃないかって、できれば新市において十分意義を踏まえながら、ひとつ結論を出していただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ほかにございませんでしょうか。ないようでございますが、ただいま貴重なご意見をいただきました。ご意見の中には、皆さん方から文言の修正を求めるといったご意見があったように理解をいたしました。</p> <p>ここで、またしばらく休憩時間を取らせていただきまして、ただいまいただきました意見をひとつ適切な表現で修正するならどのような修正案になるか、というようなこともちょっと調整をさせていただきたいというように思いますので、ここで20分間休憩をさせていただきます。40分に再開ということで、ひとつよろしくをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時20分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 3時43分 再 開</p> <p>それでは、会議を再開いたします。委員の皆さんのご意見の趣旨にのっとりまして、修正案ができましたので、事務局より配布をさせていただきます。</p>
内橋議長	<p>それでは、会議を再開いたします。委員の皆さんのご意見の趣旨にのっとりまして、修正案ができましたので、事務局より配布をさせていただきます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p style="text-align: center;">(資 料 配 付)</p> <p>それでは、ここで事務局からこの修正案についての説明をいたします。</p> <p>ただいまお配りをいたしました各種事業(各種福祉事業)の取扱いについて、修正案を、補足説明させていただきます。</p> <p>まず、(1)の母子等の年金では、「翌年度に西脇市の例により調整する」を、「現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する」と訂正をしております。</p> <p>(2)の障害者年金につきましては、「翌年度に黒田庄町の例により調整する」を、「現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する」と修正をしております。</p> <p>(3)の敬老金支給事業については変更はございません。</p> <p>(4)の乳幼児の福祉医療費助成事業については、イの幼児医療費助成について、「新市発足時に再編する」を、「新市発足までに調整する」と修正しております。</p> <p>(5)の母子家庭等の福祉医療費の助成につきましては、「新市発足時に黒田庄町の例により統合する」を、「新市発足までに調整する」とご意見を生かした修正をしております。よろしくご審議を賜りたいと思いますので、お願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>事務局から、修正案の説明がございました。修正案について、ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、修正案を含めて順次分割して採決を行いたいと思います。採決につきましては、修正案がある場合は修正案から行い、所要の賛成者数に満たない場合は原案について採決を行わせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、まず(1)の母子等年金支給事業については、次の</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>とおり修正し、採決を行います。修正案を読み上げます。</p> <p>(1) 母子等年金 (市町単独福祉年金) 支給事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。この修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、(1) 母子等年金支給事業については、修正案のとおり決定をいたします。</p> <p>次に、(2) 障害者年金支給事業については、次のとおり修正し、採決を行います。修正案を読み上げます。</p> <p>(2) 障害者年金 (市町単独福祉年金) 支給事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。この修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、(2) 障害者年金支給事業については、修正案のとおり決定をいたしました。</p> <p>次に、(3) 敬老金の支給事業については、原案のとおりでございます。敬老金 (3) の敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。この原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、(3) 敬老金支給事業については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、(4) の乳幼児福祉医療費助成事業について、次のとおり修正し、採決を行います。修正案を読み上げます。</p> <p>(4) 乳幼児福祉医療費助成事業については次のとおりとする。</p> <p>ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>イ 幼児医療費の助成については、新市発足までに調整をする。</p> <p>この修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、（４）乳幼児福祉医療費助成事業については、修正案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、（５）母子家庭等福祉医療費助成事業について、次のとおり修正し採決を行います。修正案を読み上げます。</p> <p>（５）母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足までに調整する。この修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、（５）母子家庭等福祉医療費助成事業については、修正案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日予定をいたしておりました協議事項は終了いたしました。</p> <p>次に、その他といたしまして協議会日程について、事務局より説明願います。</p> <p>１３回目の協議会を、１０月２０日の水曜日、黒田庄町中央公民館で予定をしています。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次回の協議内容でございますが、本日のこの合併期日を、平成１７年１０月１日で確認いただきましたので、今まで確認をいただいた協定内容を若干変更する部分が出てきております。これを今から調整をさせていただく中で、この議題にさせていただきたいと思ひます。</p> <p>もう１点は、次回の協議会で新市のまちづくり計画を確認いただくということになっておりますので、県から返ってきた分につきまして、この新市まちづくり計画、修正した分をご確認いただ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>く。それで、やっと協定項目の協議が終了するというわけでございます。</p> <p>その後になるんですけども、それを受けまして住民説明会を開催し、住民の皆様に変更して協議内容の報告をさせていただく予定です。この日程でございますが、事務的には11月10日から19日まで、現在調整しております。委員の皆様方には、さらにこのようにお世話になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それともう1点、これは本当に事務レベルで進めとる内容ですけども、そういう状況の中で11月中旬に県の方からこのまちづくり計画がこれでいいというようなことが下りてきますと、それを受けましてこの新市建設計画は正式になりますので、これを報告させていただき協議会を11月下旬に開催させていただいて、あわせまして、これは事務レベルでございますが、その日くらいに調印式をやったらどうかという形で、今日程調整をしています。これは事務レベルの日程調整でございますけれども、そういう予定をしております。大変ご迷惑をかけると思ひますけど、どうぞよろしくお願ひしたいと。</p> <p>以上でございます。</p> <p>協議会日程について説明がございました。委員の皆さんには大変お忙しい中、誠に申しわけございませんが、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>また、この合併協定の調印式並びに合併期日の変更に伴う協議につきましても、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。</p> <p>事務局、ほかにございませつか。</p> <p>委員の皆さんから、この際何かございましたらお受けしたいと思ひます。</p> <p>ないようでございますので、それでは閉会させていただきたいと思ひます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p data-bbox="448 315 1327 521">本日、委員の皆さん方には、長時間にわたりまして慎重にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。また、傍聴にお越しをいただきました皆さんにつきましても、ありがとうございました。</p> <p data-bbox="448 546 1327 696">協議会もおかげをもちまして協定項目では、もう新市建設計画と若干の変更協議を残すのみとなってまいりました。委員の皆さんには、次回の協議会もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="448 721 1327 813">以上をもちまして、第12回の西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会をいたします。どうもありがとうございました。</p> <p data-bbox="687 898 1050 931" style="text-align: center;">午後 3時53分 閉 会</p>